

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（542）

2. 日時：令和5年6月23日 13時30分～15時35分
15時45分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、平本安全審査専門職、
技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門
関根副主任技術研究調査官、菊池技術研究調査官、
平等技術研究調査官、堀田技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力リスク管理グループリーダー、他8名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループリーダー※、他13名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について（SAE8 r. 3. 6）
- （2）泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について（SAE8-9 r. 3. 6）
- （3）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 有効性評価 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について（シーケンス選定）
- （4）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 7. 2）
- （5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）1. 3 重大事故等対処設備【43条】（SA43 r. 5. 1）

- (6) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 43条（SA43H r. 6. 1）
- (7) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 6. 2）
- (8) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 1.3 重大事故等対処設備【43条】（SA43-9 r. 5. 1）
- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 43条（SA43H-9 r. 2. 1）
- (10) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項）
- (11) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第43条 重大事故等対処設備）
- (12) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項
- (13) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第43条 重大事故等対処設備
- (14) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（SAT102 r. 8. 0）
- (15) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】（SA45 r. 6. 1）
- (16) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（SAT102-9 r. 7. 0）
- (17) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】（SA45-9 r. 6. 1）
- (18) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）
- (19) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するため

の設備

- (20) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- (21) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT 104 r. 8. 0)
- (22) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA 46 r. 6. 1)
- (23) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT 104-9 r. 7. 0)
- (24) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA 47-9 r. 6. 1)
- (25) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等)
- (26) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)
- (27) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- (28) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- (29) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT 106 r. 8. 0)
- (30) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】(SA 49 r. 6. 1)
- (31) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術

- 的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106-9 r. 7. 0)
- (32) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】(SA49-9 r. 6. 1)
- (33) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等)
- (34) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備)
- (35) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等
- (36) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- (37) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 8. 0)
- (38) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2. 7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50 r. 6. 1)
- (39) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 7. 0)
- (40) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】(SA50-9 r. 6. 1)
- (41) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)
- (42) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
- (43) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- (44) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 8. 0)
- (45) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54

条】(SA54 r. 6. 1)

- (46) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等(SAT111-9 r. 7. 0)
- (47) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】(SA54-9 r. 6. 1)
- (48) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等)
- (49) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)
- (50) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
- (51) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
- (52) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等(SAT112 r. 8. 0)
- (53) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)2. 12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】(SA55 r. 6. 1)
- (54) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等(SAT112-9 r. 7. 0)
- (55) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2. 12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】(SA55-9 r. 6. 1)
- (56) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等)
- (57) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
- (58) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- (59) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 13 重大事故等

- 時に必要となる水の供給手順等（SAT113 r. 8. 0）
- （60）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 13 重大事故等時に必要となる水の供給設備【56条】（SA56 r. 6. 1）
 - （61）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等（SAT113-9 r. 7. 0）
 - （62）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2. 13 重大事故等時に必要となる水の供給設備【56条】（SA56-9 r. 6. 1）
 - （63）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等）
 - （64）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等
 - （65）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁アキモトですそれでは本日のヒアリングを開始します泊発電所3号炉のSA関係ですね。はい。それでは、事業者から説明をお願いします。
0:00:18	はい。
0:00:21	はい。北海道電力芝田です地震PRAについては3月の審査会合後、地すべり等の
0:00:28	進捗反映等を行ってますんで改正箇所についてコバヤシの方から説明させていただきます。
0:00:35	北海道電力の小林です。それでは平成37条の有効性評価の市シーケン選定のうち別紙1の、その他外部事象の考慮に係る資料の主要な変更箇所について説明させていただきます。
0:00:48	本日の説明につきましては資料1-3の記載適正化箇所リストに基づき進めさせていただきます、必要に応じて資料1-2の比較表にて、
0:00:59	該当箇所を示し示します。
0:01:02	この資料1-3の記載適正化箇所リストにつきましては全10ページで項目としてはナンバー82でございますが大半、記載ルールの反映であったり、
0:01:14	資料内での記載の統一を図るための修正となっております。また技術的能力の2.1可搬型設備等による対応、いわゆる大規模損壊ですけれどもこちらの資料、
0:01:24	2、大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害の事象の選定に関する資料がございます、本日の資源選定、別紙1のその他外部事象と同じ評価、
0:01:35	ではありませんけれども一部表現が異なる箇所があったため、そちらの記載、表現記載を合わせるための修正というのを行っておりますが、評価内容には変更はございません。
0:01:44	本日説明させていただきます内容というのはDBAデービーの6条、
0:01:49	の自然現象で評価対象からの除外理由を見直した、雪崩であったりあと評価が完了いたしました地すべり火山につきまして、
0:01:59	シーケンス選定側の検討結果が変更となった部分についてでございます。なお、検討結果の記載に変更が生じましたが、新たな事

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	故シーケンスグループ等は生じないという結論には変更はございません。
0:02:13	それでは資料1-3のリストに基づいて説明を開始さ始めさせていただきます。資料1-3のリストの2ページ目を
0:02:23	お願いいたします。
0:02:25	下のページの10分の2というものですけれどもこちら2ページ目のNo.15ですけれども、地すべり関連で6条の地すべりの影響評価の関連と伴う見まして、
0:02:37	ツジとしていた部分を記載いたしました。
0:02:41	具体的には資料1-2の比較表の方の、ちょっとページ数の名前が長いので最後の数字の部分だけ言わせていただきますけれども、資料1-2の比較表の39ページ目をお願いいたします。
0:02:57	39ページ目は表で11分の11というものでございますけれども、こちらの下から五つ目のナンバー26の地すべりの
0:03:09	るんですけれども、こちら
0:03:14	地すべりが発生しても安全施設の安全機能に影響を及ぼすことがないという6条の評価結果を受けまして、起因事象が発生しない旨を記載しております。こちらすでに説明済みの大規模損壊の資料と全く同じ記載となっております。
0:03:29	これに合わせ、同様に同じく資料1の比較表の128から133ページ目の表になるんですけれども、
0:03:41	128か133、こちら表が並んでおりますけれどもこちらは、地すべり単体ではございませんでし滑りと他の自然現象の重畳確認結果の表となっておりますけれども、
0:03:52	6条の方で地すべりの影響がないという評価結果られましたことから、地すべりの部分をすべて斜線、つまり検討対象外というところで
0:04:03	この数字を取りまして表を
0:04:07	の最終化を図っております。
0:04:10	今のと関連しまして
0:04:14	またリストの方に戻っていきまして資料1-3のリストの2ページ目のナンバー23をお願いいたします。
0:04:21	こちらも、地すべりと他の自然現象の重畳の部分でございましてけれども、地すべりが発生しても、安全機能に影響を及ぼす方がな

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いということからの重畳評価の検討対象外という今の表のところで説明させていただきましたが、
0:04:37	こちら本文の表、本文の方にも反映しております、資料1-2の比較所の26ページ目になりますけれども、
0:04:48	26ページ目の上から7行目のところにナンバー26という、26地すべりというのを推計しておりますけれども、単独事象での評価において、設備等への影響がない事象として、ナンバー26地すべりを追加しております。
0:05:04	続きましてまた、資料1-3のリストに戻りまして、ちょっと戻りますけれども、2ページ目のナンバー21をお願いいたします。
0:05:17	これは70関連でございます、6条では従来は雪崩が仮に発生しても、設備への影響は軽微でちゃんと安全性が損なわれることはないものとして評価対象外としておりましたが、
0:05:30	最新の評価では周辺の地域、地形から積雪荷重以外の影響がある雪崩が発生等が発生は発生しないという、
0:05:39	ので評価対象外として、つまり従来は発生しても影響がないという所、除外理由だったのが、今は発生しないという除外理由にエミ直しております。六条側のこの評価を受けまして、
0:05:51	こちらの別紙1その他外部事象につきましても等については他の自然現象のちょ、発生しないということから他の自然現象の重畳評価の検討対象外としております。
0:06:03	具体的な箇所といたしましては資料1-2の比較表の方の25ページ目になります。
0:06:12	25ページ目の下から2行目のところにナンバー9雪崩というございますけれども、こちらがつまり発電所及びその他、
0:06:21	その周辺で発生しないと判断した事象として、雪崩を追記しております。このNR Iの責任とも
0:06:30	全体を設置しております。小さいことによりまして結果的にはナガタの層位がなくなっている状況となっております。今の流れとその他なっている状況となっております。
0:06:41	今の重畳のところに関連いたしまして、リストで言いますと、ちょっと飛ぶんですけれども9月と
0:06:51	思うんですけれども、9、1-1-3のリストの9ページ目お願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:56	9 ページ目が下から四つ目のナンバー76 でございます、こちら六条の評価では発生しないということで除外していることから自然現象の重畳確認結果の表も修正しております先ほど地すべりのところで、
0:07:09	示した比較表で言いますと 128 から 133 の表なんですけれども、地すべりと同様にナガエの部分すべて斜線つまり検討の対象外という修正を行っております。
0:07:24	次にちょっとまたリスト戻っていただきまして 3 ページ、3 ページ目をお願いいたします。資料 1-3 のリストの 3 ページ目をお願いいたします。
0:07:36	上から一つ目と三つ目のナンバー25、27、こちら今日、同じ内容になりますけれども、
0:07:44	ページすべての流れの共通的な事項になりますけれども、す。
0:07:50	実現象と重畳した場合の評価につきまして、従来評価は流れる地すべり型の自然現象と重畳した場合には、炉心損傷に至る、至るし内容が周知される可能性がある。具体的には外電喪失当で使用停止というのが、
0:08:04	考えられるものの、これらの起因事象というのはP R Aで抽出済みのシナリオであるため新たなシナリオは抽出されないというのが、従来の記載でありました。6 条の評価で流れについて発生しない地すべりについては、
0:08:18	安全施設の安全機能に影響を及ぼすことがないということからそもそもシナリオが抽出されないという評価結果評価に見直しております。よろしく評価、これを受けまして資料 1-2 の比較表の 26 ページ目をお願いいたします。
0:08:38	26 ページ目の第 2 パラグラフの 4 行目の、
0:08:43	色がついてるウエキ、
0:08:45	黄色ハッチングしてるところですけれども、
0:08:50	ですけれども重畳影響 3 の 2 に該当するケースがなかったという記載に改めております。
0:09:00	これ同じく比較表の 27 ページで次のページの 27 ページ目ですけれども、従来 3-2 のところで
0:09:10	先ほど申し上げた外電喪失であったり手動停止が考えられるということで記載をしていたんですけれども、こちら 3-2 につきましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:20	A社が抽出されないということで削除しております。
0:09:27	最後になりますけども火山降下火砕物関連になります。資料1-3のリスト等と言いますと、4ページ目の、
0:09:37	ナンバー37になります。
0:09:44	こちらか、
0:09:46	火山降下火砕物の影響につきまして、従来は降下火砕物が海水ポンプ軸受内部へ進入しない。
0:09:55	やってるまた海水ポンプ出口ストレーナーの構造上、降下火砕物は連続的に状況可能でそれらのエレメントの閉塞には至らないという評価でございました。こちら最新の六条側の火山の評価では、機器への影響はないという結論は変わらないんですけども、降下火砕物の軸受内部への侵入であったりするのエリア
0:10:15	ツーメッシュより大きい粒径の火砕物が開設されない、侵入した場合の評価というのを実施しております。
0:10:23	つまりは降下火砕物侵入しないという評価から、侵入者へ進入しても影響はないという評価に見直しを見直していることから、こちらシーケン先生側でも、硬化さ火砕物が、
0:10:36	侵入した場合の起因事象というのを検討というのを追加しております。
0:10:42	こちらAのリスト37ページ目のところに記載の適正化内容に記載しております通り、従来は循環水系の機能喪失による過渡事象であったり収益、手動停止というのを重視していたんですけども、
0:10:55	今回海水系の方海水ポンプだったり回収するような等の故障による海水系の機能喪失に伴う伴う原子炉補機冷却機能喪失の起因事象を追加したものです。
0:11:06	こちらの起因事象につきましては、すでに実施済みのPRAで抽出済みでありますので、資源選定の影響というのはいかがでしょうか。
0:11:17	一層の6ページ目なんですけど、6ページ目のナンバー47、こちら今説明した内容ですので説明につきましては、割愛させていただきます。
0:11:28	今、エースリストと言いますと10ナンバー152123、2527、37、4076について説明させていただきましたけれども、その下の部分につきましては冒頭申し上げました通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:41	記載の適正化、記載ルールにのっとったもの後は条文であったり、資料内での記載の統一を図ったものでして、本日、ここでの説明は割愛させていただきたいと思います。
0:11:53	私からの説明は以上となります。
0:11:59	規制庁脇本です。それでは、確認に入りたいと思います。
0:12:05	と説明していただいて、
0:12:09	ものの中で、規制庁側から何かあります。
0:12:14	よろしいですか。
0:12:15	衛藤。
0:12:17	26 ページGのところローなんですけど、
0:12:22	そういう理由で、泊は、
0:12:26	長寿営業 3-2 に該当するケースはなくてということなんですけど。
0:12:33	一応あれですかねこれって、
0:12:38	例えばどこ。
0:12:40	管理者と一緒にかっていうのは、何かあったりします。
0:12:44	別に書いて欲しいとかそういうことではないんですけど、
0:12:47	ちょっと参考までに聞いておこうかと思い、北海道電あ、
0:12:51	北海道電力の小林です。こちら、具体的に先ほどちょっと示しました、比較表で言いますと 128 から 133 の表に基づいて記載するところなんですけれども、
0:13:03	この 3-2 の事象がないのは次、藤他プラント、
0:13:08	言いますと実は女川さ一緒となっております。ちょっと女川の本部の方の記載で、ちょっと勘違いといいますか。
0:13:18	硬さがあったのか、ちょっと選考にならった記載となっているというところでは 3-2 は、抽出されないという、
0:13:28	記載を、泊側で適正化したものとなります。
0:13:34	なのでちょっとこの表の方で実質的にそういう実績が相違はないと記載してますけども、こちら
0:13:40	本来はそういうないところはちょっとこちらの表から本部に移すところは解決。
0:13:45	暮らすところで、ちょっと
0:13:49	勘違いが生じたせいで、それが出てるというのが実態となっております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:04	規制庁秋本です。わかりました。実質的に相違はないということで適正化をされたということで理解しました。
0:14:26	北海道電力のフチセと布施です。ちょっと補足させていただきたいんですけどよろしいでしょうか。
0:14:31	どうぞ。
0:14:34	江藤。今ほどの秋本さんからのそのあまりの記載、同様な記載がある箇所として、その状況としては女川の方の状況は今小林から説明申し上げた通りなんですけども、
0:14:46	技術的能力 2.1 の、女川さんの方の資料を確認していただきますと、今、泊が記載している該当するケースはなかったというような表現で、記載されているという状況でございます。
0:14:58	補足以上でございます。
0:15:05	規制庁秋本ですわかりました。よくわかりました。
0:15:28	規制庁秋本ですその他は記載を適正化したというところと、
0:15:36	6 条が
0:15:39	繁栄だとかというところだと思うので、はい。
0:15:46	それで、これはあれですかね次の会合とか、
0:15:51	んの。
0:15:53	でも、
0:15:56	ノミネート。
0:15:58	して、
0:15:59	クルー。
0:16:01	ツジが解消されましたみたいなことは、説明をするっていうような感じなんですか。
0:16:10	北海道電力柴田です。3 月の審査会合で説明した論旨に変更がないことから再度の審査会合が現時点では想定していませんでした。
0:16:33	規制庁アキモトですアノツジっていうのは全くからではなかったっていう理解でよかったですでしょう。
0:16:46	一部、一部ツジというふうなことでマスキングというか何も提示してないというふうな箇所があったというふうな状況ではございます。
0:17:42	規制庁アキモトです。とりあえずは、
0:17:45	あとは取り扱いだけの話なので、中身はもう理解しました。
0:17:52	では、
0:17:53	つづ次行ってよろしいですかね。次って、何なんでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:40	規制庁アキモトでそれではじゃあ次の項目の説明をお願いします。
0:18:48	はい。北海道電力、古谷でございます。技術的能力の1.0のご説明をさせていただきます。
0:18:57	前回のヒアリングが4月28日になりましてそこからの変更点については、
0:19:06	資料2-9の適正化リストの方にまとめてございまして、
0:19:12	比較表、本体資料と黄色で識別してございます。
0:19:18	あとヒアリングのコメントについては、今回はコメントとしては残っておりませんので回答済みという状況でございますので、
0:19:28	主に資料2-4の比較表で衛藤修適正化修正箇所をご説明したいと思っております。
0:19:37	比較表、資料2-4の21.0-29ページをお願いいたします。
0:19:50	29ページの真ん中あたりなんですけれども、
0:19:56	支援組織で編成し組織が効果的になるところに黄色をつけてございます。こちらについては
0:20:07	以前は効率的、
0:20:10	というふうに書いてたんですけれども、
0:20:12	効果的に修正してございます。こちらは1-0-77ページにテンジユウになる部分があるんですけれども、
0:20:23	そちらが効果的になっていること等、あと審査基準や、先行プラントの審査書の記載表現とかも
0:20:35	参考にさせていただきます。効果的という言葉に変えてございます。大井さんの方の資料も、
0:20:45	ここの部分の記載が効果的それから、
0:20:51	102というテンジユウの方の方も効果的で記載が統一されておりましたので、それも参考にさせていただいて泊萌人
0:21:01	強化本部になる部分と、展示部分と同じ効果的で、合わせております。
0:21:11	次が62ページをお願いいたします。
0:21:21	62ページGの真ん中辺りに
0:21:27	遠い、そういう理由を追加している部分が黄色ハッチングでございます。
0:21:32	ここについては左側に必要事項を明確にした手順を定めるというところがありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:40	これは以前は女川さんとかと同じ明確に示したという表現にして ございました。
0:21:49	こちらもここテンジウになる箇所なんですけれども、許可本文 がわあの文章、表現が明確にした手順というふうになっていたこと と、
0:22:03	先行プラントさんのその審査賞も参考にさせていただきます、
0:22:10	判断基準をあらかじめ明確にした手順書を整備するという表現も 参考にさせていただきます、ここも統一で明確にした手順を定め るということで修正させていただきます、
0:22:27	次が、71 ページをお願いいたします。
0:22:36	71 ページは教育訓練のところなんですけれども真ん中あたりに効 率的という言葉がございます。
0:22:44	こちらについては、
0:22:48	エース前は効果的という言葉でしたけれども、
0:22:53	大井さんの記載も参考にすることとあと
0:23:03	A、補強か本文の方。
0:23:06	も、効率的という言葉になっております。あと
0:23:12	先行プラントさんの審査の視点及び確認事項も効率的という言葉 を使っていることも踏まえまして、大井さんも、許可本文とテン ジウ側で効率的で統一されているという状況も踏まえてここ は、
0:23:29	効率的という言葉に修正をさせていただきます。
0:23:34	最後なんですけれども 79 ページをお願いいたします。
0:23:43	79 ページの真ん中あたりに、括弧Bというのがありまして、ここ
0:23:53	運転班と復旧班の役割を記載しているところなんですけれども、
0:24:00	復旧班のところの対応としてアクセスルートの確保について追加 をさせていただきます。こちら、
0:24:08	許可本文側には書いていたんですけれども、テンジウ側に記載 をしていませんでしたのでここは合わせて追加をさせていただきます。
0:24:20	主な変更点については以上でございます説明以上です。
0:24:35	規制庁秋本です。それでは規制庁から何かありますでしょうか。
0:24:40	よろしいですか。
0:24:46	おっしゃる通り、本文、
0:24:51	との整合、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:52	性は必要だと思うので、
0:24:58	おっしゃられたことが正しければ、この記載でいいっていうところだと思うので、はい、わかりました。
0:28:27	規制庁アキモトですそれでは、続いて43条の説明をお願いします。
0:28:33	はい。北海道電力のイチタニです。43条ご説明いたします。資料は、ヒアリングコメント回答リストが資料の2-8、そして記載の適正化リストが2-10と、
0:28:47	43条本文の比較表の2-5と、今回は表の1の比較表が入ってますけれども資料2-6と、
0:28:58	このよつつう2が関係資料になります。まずは、資料2-8、ヒアリングコメント回答リストの最後の4分の4ページ。
0:29:09	お願いいたします。本日、ご説明本日まずナンバー18は本日一部説明。
0:29:16	接続口脳波話でございます。
0:29:20	衛藤。
0:29:22	考え方としては、回答概要のところにありますけれども、AトレンとBトレンの別区画に接続口を設けたと従来の考え方ですね。
0:29:32	それに対してホースを、別の面から導けるようにするという考え方でしたと。
0:29:39	いう考え方だけ本日回答で述べさせていただいております。一番文章の下のところ具体的な配置場所は別途させ、設定させていただくヒアリングで、
0:29:51	お示しいたしますと、今日はこれ、
0:29:56	ここ、本日はここまでの一部ご説明といたさせていただきます。
0:30:01	ナンバー19番です。こちらがベ恐々の1、設備性設備のリストの
0:30:11	部分でございます。
0:30:14	機種区分S a-3とかバーとかについて先行電力の状況を確認の上
0:30:21	再度ご説明をというところでした。圧縮装置とか、従来前回私が
0:30:28	医療機関ポンプ弁ではない部分についてはバーにしますというふうにご回答したんですけれどもそうならない場所がございましたので、
0:30:38	それらについても、バーに今回見直しましたというところでは、比較表としては、今日の
0:30:48	資料2-6の36ページ目とかで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:55	大井さんはAさんとなっておりますけれども限界がバーツてなってる ということの確認もいたしましたので今回玄海の例を
0:31:05	不足というような形でございます。
0:31:09	コメント回答としては以上になります。あとは記載の適正化、少 しだけ、
0:31:16	ご説明いたします。
0:31:19	資料2-10、
0:31:22	ピックアップしますと、5分の1ページ目ナンバー10、
0:31:27	c環境条件のところで、
0:31:31	使用時に海水を通水する可能性のある重大事故等対象設備という ふうにしてました。比較表でいきますと、資料2-5の、
0:31:44	23ページ目です。
0:31:48	可能性のあるっていう記載がですね今回他の各条文ですね45条か ら後ろの方の条文と記載を
0:31:59	確認統一していこうという中で、可能性のあるという表現を今結 審に行っています。
0:32:05	適正化としてですね。なので43条本文からも可能性があるという ものは消しました。
0:32:11	結局、結果的には大飯や女川と真帆同じような表現。
0:32:19	当社が可能性のあるで頑張ってたというところですが、そうじゃ なくなりました。
0:32:26	はい。
0:32:27	そして、今日の一井の方に行っちゃうんですけど、まず、コメン ト。
0:32:35	適正化リスト5分の3の、
0:32:37	No.31番になります。
0:32:40	こちらは今日の1の方の変更の大きなところとしてご説明しま すが、今回
0:32:48	58条の計装設備の方に
0:32:51	重要監視パラメーターと重要代替監視パラメーターをセットした 表なんかがありますので、その辺と少々
0:32:58	表現違ったりするところがあったので、
0:33:02	変更し、要は整合を図っております。
0:33:06	比較表としては、表の1の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:11	44 ページ目とか、結構比較表で見ると黄色くなってるんですけども、
0:33:19	この
0:33:20	No.31 以降、今日の 1 の
0:33:25	瀬 58 条の記載と整合を図りっていうのがいっぱいありますけれどもその辺が表れているのが比較表でいきますと、今日の 1-44 ページとか、
0:33:35	になります。
0:33:36	この辺も記載の趣旨白鳥というか、他場との整合になります。
0:33:41	他にも、細かいところありますがそのような形で他の条文との整合を図っております。ご説明は以上です。
0:33:58	規制庁脇本です。それでは確認に入りたいと思いますが規制庁側から何かありますか。よろしいですか。
0:34:06	接続法のところは、
0:34:12	また次回っていう会ということとは
0:34:18	今回は、何ていうんでしょう、ゼロ回目っていう理解で良いっていうこと。
0:34:23	ですかね。
0:35:16	と、北海道電力のイチタニです。本日接続口については具体的な回答ができておりませんので、まだ 43 条は、ぜ。
0:35:26	00 該当となります。申し訳ございません。
0:36:42	規制庁秋本です。その他 43 条は、記載の適正化をされたというところで理解しました。
0:36:50	それでは、
0:36:53	じゃ次行きましかね。次は、次の説明をお願いします。
0:37:03	北海道電力古谷でございます。技術的能力 1.2 についてご説明させていただきます。
0:37:11	こちら前回のヒアリングのところから修正箇所、適正化したものがありまして資料 3-7 でリスト化してございます。
0:37:24	記載の適正化それから要員数とか想定時間の変更は他条文からの横並びでの修正等ございますけれども、
0:37:37	特段、こちらからご説明することはございません適正化のみでございますので、説明としては、割愛させていただきます以上でございます。
0:37:58	規制庁秋本ですそれでは規制庁側から何かあります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:02	はい。はい。
0:38:03	で、そうすると、
0:38:06	さっきの、
0:38:09	ヨウイン時間のところは例えば
0:38:12	3-7のやつだと、9ページの
0:38:19	44番とかですかね。
0:38:23	これはだから、
0:38:27	はい。
0:38:28	何だろう、どこ。
0:38:29	そういう意味では、あれか。
0:38:32	前回の会合、
0:38:34	ハロー
0:38:36	というと、
0:38:38	何の、
0:38:40	条文からの展開なんでしたっけ。
0:38:48	北海道電力古谷でございます。
0:38:51	災害対策、こちらについては災害対策要員を3名から6名に変えることで時間短縮してるんですけども、
0:39:03	当間水源の方でこの送水ポンプ車ですね、を活用する。
0:39:10	手順について要員数を増員している。その展開で、この手順についても、
0:39:20	災害対策要員の人数をふやして時間短縮したということでございます。以上です。
0:39:26	規制庁秋本です時間短縮の件は会合でもやってたと思うので、そういうことでいいんですよ。会合でもやってたということで。はい、わかりました。
0:43:17	規制庁アキモトですそれではじゃあ、1.2その他、よろしければ、
0:43:22	45条ですかね。はい。お願いします。
0:43:26	はい。北海道電力のイチタニでそれでは45条のご説明に入りますけれども、まず最初に申し上げますと基本は記載を他場と整合を図りましたというところのみでございます。
0:43:39	資料としてはコメント回答リストが3-5にありますけれども、
0:43:45	4月前回4月18日ヒアリングまでに、すべてご回答済みですので、本日全部グレイアウトとなっております。で、資料3-6の方でそれ以降ですかね、前回ヘリング以降、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:59	いろいろ直したところの記載適正化率となっておりますけれども、
0:44:03	まあ、あの建物周辺補機等にしましたとか、先ほど少し触れました、改正を！！する可能性のあるの可能性止めましたとか、
0:44:13	及び並びにの適正化ですとか、そんなようなものを
0:44:21	ブラッシュアップを図っております。特記してご説明する部分はありません。45条以上になります。
0:44:38	規制庁秋元です。こちらが、規制庁側から何かありますでしょうか。
0:44:56	規制庁の平本です。細かい話なんですけども、
0:45:00	この比較表の、
0:45:04	45-14で、
0:45:09	今回黄色くハッチングで直されたところで、
0:45:14	真ん中ぐらいにフィードアンドブリードがあるんですけど、
0:45:21	何かもう1ヶ所違ってるところもあったと思うんで、それも見といて欲しい。
0:45:28	はい。北海道電力のイチタニです。
0:45:31	文字、文字や用語。ちょっと、
0:45:35	足りない点が足りないところがありますので、申し訳ございません訂正いたします。
0:45:43	規制庁平間です。あともう一つありまして、
0:45:47	今清田先生、1.2の方なんですけど、
0:45:51	1.2の比較章で、
0:45:54	1.2-137ページで、
0:45:59	下から6行目ですね。
0:46:05	ここに可搬型ホースの接続は、
0:46:08	汎用の家結合金具でありって多分カクウところなんですけども、
0:46:15	凡例になってまして。
0:46:18	はい。
0:46:20	北海道電力古谷でございます。今判例の結合金具と書いておりますが汎用の結合金具が正しい記載ですので、
0:46:32	適正化させていただきます申し訳ございません。
0:46:37	了解しました。季節ヒラモトで了解しました私は以上です。
0:48:03	規制庁秋本ですそれではその他、よろしければ次の説明をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:14	北海道電力、古谷でございます。続きまして技術的能力1.4になります。
0:48:21	当発電所から説明をお願いします。
0:48:31	北海道電力繋ぎ紙です。
0:48:35	聞こえますか。
0:48:37	はい。お願いします。
0:48:39	はい。
0:48:41	機能1.4について、資料4-7、記載適正箇所リストより変更箇所を1件、ご説明させていただきます。
0:48:50	記載適正化リスト、50分の20ページをお願いいたします。
0:49:02	ナンバー111ですが、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水手順について、災害対策要員の対応人数を3名から6名として、
0:49:16	作業時間の短縮を行っております。
0:49:19	次ページのナンバー115の代替給水ピットを水源とする場合、ナンバー117、原水槽を水源とする場合につきましても、同様の見直しを行っております。
0:49:33	先ほど技能1.2でもご説明がございましたが、会合で説明した内容と同様の修正となっております。
0:49:42	他の修正箇所につきましては、
0:49:45	条文内条文間の整合や記載の適正化となりますので、説明を割愛させていただきます。
0:49:52	私からの説明は以上となります。
0:50:05	規制庁協本ですそれでは、こちら側から何かありますでしょうか。
0:50:20	セト費。
0:50:22	規制庁ヒラモトS1件確認なんですけど、
0:50:25	1.4の、
0:50:29	本文のまとめ資料の本文の方で、
0:50:33	1-4の459ページ。
0:50:38	後ろから2枚目ですね。
0:50:41	4、4ページ目か。
0:50:43	459ページにですね。
0:50:45	操作手順の解釈の一覧っていうのがありまして、
0:50:49	そこに枠囲みがあるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:52	この工夫組は、
0:50:54	必要なんでしょうかと。
0:50:59	と北海道電力フルヤでございます。
0:51:02	格納容器の再交渉圧力の値を、今マスキングしておりますけれどもこれ他条文の方で数字、
0:51:12	出しておりますので次回6月の
0:51:18	次回の提出のときに修正することで今回、すみません間に合いませんでしたけれども、次回修正させて外します。申し訳ございません。以上です。
0:51:31	規制庁ヒラモトして、わかりました。
0:51:34	私からは以上です。
0:52:33	規制庁秋本です記載の適正化R I S等で、
0:52:39	もう50分の50ページの一冊最後の、
0:52:42	ページ、
0:52:44	284っていうのわあ、
0:52:50	えっと、
0:52:51	これは、
0:52:53	記載の適正化つがあの後、間違っていましたっていうことなんですか。
0:53:03	北海道電力李でございます。発電所アノ。
0:53:07	回答いただけますか。
0:53:17	北海道電力のつなぎ紙です。
0:53:20	こちら、動きになりますので、記載の適正化を実施。
0:53:25	ではなく、誤記訂正になります。申し訳ございません。以上です。
0:54:23	規制庁アキモトそれでは、その他なければ1.4じゃ終わり、47条でよろしいでしょうか。はい。お願いします。
0:54:34	はい。北海道電力のイチタニです。では47条のご説明をいたします。ヒアリングコメント回答リストが資料の4-6になりますが、前回4月28日ヒアリングまでにご回答とさせていただいて、全部グレーアウトになってます。
0:54:51	記載の適正化リストが、資料4-8にございますけれども、先ほどまでご説明したような適正化を進めて、
0:55:02	見直しておりますと、いうところで一つだけ述べるのが、4分の4の間に、ナンバー25ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:11	これが
0:55:13	ポンプ車を使うものの操作性のですね、ちょっと設置場所にて搭載する車輪どめという言い方がちょっと行為なんていうんでしょう勘違いしやすそうだねというようなところでしたので、
0:55:27	車輪どめを搭載し、設置場所にて車輪どめによる固定をすることと。
0:55:32	これが大井さんと同じ表現に、結果的にしてございますと。
0:55:37	他の条文も今ポンプ車が登場するようなものはこのようなことを、に合わせて行っております。
0:55:44	ご説明以上になります。
0:55:59	規制庁の片桐と資料、今説明いただき4-8の4分の2ページの、
0:56:06	一番下なんですけど半角全角を整理しましたって、
0:56:13	全学に整理されてるんですけど、手順が終わって半角で入ってたような、
0:56:19	気がするんですけど。はい。北海道電力のイチタニです。
0:56:23	すみません、ちょっとこれはですね、かんかん勘違いをした、統一してしまったのが我々の方がちょっと勘違い。
0:56:32	統一をしてしまったと思っております。技術的能力が半角で書いてますね。
0:56:41	当社の基本ルールでも、複数文字の場合は、半角
0:56:48	たったはずですので、こちら、
0:56:52	もう一度、
0:56:54	はい。余計な修正をしてしまいましたすみません。はい。
0:57:00	辻岡崎さんは了解しました私から以上です。
0:57:09	規制庁秋本です。比較表の47-29ページGを見ていただきたいんですけど、
0:57:21	確認だけではあるんですけど、
0:57:25	29ページですね。
0:57:28	フロントライン系故障時に用いる節B、D、
0:57:35	主蒸気逃し弁のところなんですけど、
0:57:39	これわあ中蒸気逃し弁を開思想冊子。
0:57:45	ていうのワ
0:57:48	現場での人力による弁操作ではないっていう理解のもと、
0:57:55	こう書いてるっていうことでいいんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:05	はい。はい。北海道電力のイチタニです。こちらはフロントライン系故障時で電源は電源も空気もある前提ですので、
0:58:16	元バーではございません。
0:58:20	はい。
0:58:23	神保です。はい。
0:58:25	はい。で、31 ページ目に行きますと、今度サポート系故障時のSG二次側の除熱になるんですけども、こちらは上から10行目ぐらいのところですか。
0:58:38	現場で人力により開操作しと。
0:58:41	という言葉を入れております。
0:58:46	規制庁秋本です。わかりました。じゃあ、これは使い分ける。
0:58:51	ということなんですね。
0:58:53	はい。
0:58:55	今日は48条ってあるんですけど。
0:59:00	ないですか。
0:59:05	ちょっと確認しておいてもらいたいんですけど。
0:59:10	その考え方が全部統一されているのかどうかは、
0:59:17	よくよくちょっと見といてもらいたいんですけど。
0:59:23	フロントライン系、D、
0:59:27	人力っていう書き方をしているところが、
0:59:31	あったような気がしたのD。
0:59:35	ただ、別に、
0:59:38	でもいいのかちょっと私もちょっとよくわからなくなっちゃう。
0:59:42	てるんで、
0:59:44	別にフロントライン系故障時だって人力で、
0:59:48	やってもらっていいんじゃないかな。
0:59:51	そういう井戸があって、ここは抜いているっていうことっていうことがとりあえずわかったんで、わかりました。
1:00:51	北海道電力のイチタニです。48条の場合は、最終的な熱の逃し場への機能喪失ということで、フロントライン系故障時とは言いながら、現場ではないと。
1:01:04	使えない機器というのが出てくる場合がございますので、そういった意味で、す。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:10	サポート系故障と同じような表現をしている部分が出てきているかと思いますが、再度そういう目で確認はしたいと思います。以上です。
1:01:26	規制庁秋本ですわかりました私の見方が駄目だったただけなので、理解しました。
1:01:34	はい。
1:01:57	規制庁秋本ですそれでは続いて 1.6、お願いします。
1:02:03	北海道電力山川です続きまして技術的能力 1.6、説明させていただきます。
1:02:09	技術的能力 1.6 につきましては、説明事項 1 件だけ説明させていただきます。
1:02:16	資料 5-7、記載適性箇所リストですけども、
1:02:21	28 時 28 分の 7 ページの No.34。
1:02:26	なんです、こちら、自主対策設備として位置づける理由とかく内開きです。大体、スプレーとか、代替格納器スプレーを使う場合の、
1:02:37	可搬型大型送水ポンプ車等の実施の理由なんですけども、こちら、可搬型ホース等の運搬制度は、すみません、比較表ですね、比較表資料 5-3 の 1.6-15 ページをお願いします。
1:02:57	こちらなんです、可搬型ホース等の運搬接続作業に、従来の記載では、最短でも、約 275 分を要するというふうに表現しておりましたが、
1:03:09	操作の成立性においては 275 分以内と表現していた部分がございます。とせ表現が不整合というか矛盾していましたので玄海 34 号炉の記載。
1:03:22	で、泊の運用等に適合する記載がありましたので参考に記載を適正化しております。
1:03:31	その他 1.6 では今まで 1.2 とか 1.4 とか同様な条文間の整合ですとか記載定期成果を実施しております説明については以上になります。
1:05:24	規制庁秋元です。それでは、特段、ごめん。
1:05:29	できれば、あ、すみません。あれか。
1:07:01	規制庁アキモトですそれでは 1.6 よろしければ、
1:07:07	と。
1:07:09	49 条ですかね。はい。お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:15	はい。北海道電力のイチタニですそれでは、49条のご説明をいたします。49条も、資料5-6のコメント回答リストにつきましては前回まででご回答させていただいております、グレーアウトです。
1:07:31	資料5-8に記載適正化リストがございます。幾つかご説明いたしますと、
1:07:41	適正化リストでいきますと5分の3のナンバー17番、
1:07:48	資料の比較表5-4でいきますと、49-17ページを、
1:07:55	ご覧ください。
1:07:59	炉心損傷後の格納容器スプレイですね。において、放射性物質の濃度を低下させると。
1:08:10	いう機能を前回は、
1:08:14	何でしょう、等を炉心損傷前のものと同じであると。
1:08:18	同じであるとしちゃっていたがゆえに、放射性物質濃度の低下が読めなかったので、今回記載見直しまして、黄色い部分を、ほぼ同じなただけけれども、書いた上で、放射性物質の濃度の低下。
1:08:34	明記しました。
1:08:36	その上で、以降の具体的な設備この部分、詳細については、この17ページの一番末尾ですけど、詳細にここまで書いた上で、詳細は、
1:08:46	上に書いたもの。
1:08:48	ですという形に記載を見直してございます。
1:08:53	はい。
1:08:54	そして比較表でいきますと49-31ページ目、ポンプ車の容量の部分です。セット数の話がちょっと読みにくかったものですから、
1:09:08	適正化リストでいきますとナンバーの23。
1:09:13	黄色いところですけども、49-31ページの黄色いところ、注水1セットは1台なただけけれども注水設備水の供給設備並びに除熱設備として合わせたらば、
1:09:26	1セット2台になります。だから2セット4台ですというふうに読めるようにしてございます。こちらポンプ車が登場する条文、展開を図っております。
1:09:37	はい。
1:09:37	あとは、車輪どめとか、多条と合わせていったようなものがある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:42	所です。ご説明以上になります。
1:10:03	規制庁アキモトですそれでは次の、
1:10:08	こちらから、特段何もないので、次の説明をお願いします。
1:10:19	続きまして技術的能力 1.7、説明させていただきます。
1:10:25	技術的能力 1.7につきましても、1.6 度よう、条文間の整合ですとか記載の適正化を図っております。
1:10:35	特に説明することは有井清野でこちらからの説明は以上になります。以上です。
1:11:28	規制庁秋本です。規制、規制、記載の適正化リストの
1:11:33	6 ページ、25 分の 6 ページ。
1:11:39	これ 33 番ってというのは、何か時間が変わってるように見えたんですけど、これは何か
1:11:49	100、1149 回、
1:11:53	の資料。
1:11:57	に反映済み。
1:11:59	はい、すみませんこれどういうことでしょうか。
1:12:04	北海道電力山川ですこのリスト上ですねナンバー33 の内容はまずまとめ資料本体の変更でして審査会合、
1:12:16	ときの紙提出資料で反映しておりますという記載になります。
1:12:22	規制庁アキモトせです。今回の
1:12:26	反映っていうわけではないってことですか。
1:12:30	北海道電力山川サノ前回のヒアリングが4月の26日になってまして、そこからの修正内容の積み上げというふうになってますので、
1:12:40	この修正リストとしましては4月26日からの修正。
1:12:45	積み上げでまず1回目が審査会合前、そのあと5月の一括提出で、最後に今の浅井主席新しいところでは今日のヒアリングに向けて、
1:12:57	記載の適正化を図っているといったのが積み上がっているものになります。
1:13:44	規制庁秋本です17ページの、
1:13:49	103番は、
1:13:52	これは、訓練実績が短くなったっていうのは何か、訓練やられて、
1:13:58	短くしたとかそういうことなんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:05	少々お待ちください。
1:14:41	北海道電力山川です。比較表の 1.7 の 127 ページ。
1:14:50	になります。こちら、訓練時間の実績、改めてバックデーター 積み、
1:15:00	確認して
1:15:04	動き訂正ですねこちらははい。はい。すみません。はい。
1:15:08	その記載の適正化って書いてあるのが、
1:15:11	正しい表現じゃなくてですね、誤記訂正という形で直させていた だいております。
1:15:56	規制庁のカタギリウエイト 1.7 の比較表の方の 188 ページをお願 いします。
1:16:09	これ上に図があって、非スプレ領域とスプレ領域のところで 何かぼやっとした感じで振って文字が入ってると思うんですけ ど、
1:16:19	これ本体側の資料だと何故か F の字が消えちゃってるので、
1:16:25	1. 756 ページですね、ちょっとそこは確認しておいてください。
1:16:41	北海道電力山川です。こちらおそらく画像が飛んでしまったもの だなと思いますので確認して修正させていただきます。以上で す。
1:16:57	規制庁秋本ですそれではじゃあ、続いて 50 条をお願いします。
1:17:04	はい。北海道電力のイチタニです。では 50 条ご説明いたします。 50 条もコメント回答につきましては資料 6-5 ですけれども、前回 までにご回答させていただいております。
1:17:17	記載の適正化もほぼ、これまでご説明してきたようなところの展 開ばかりでございます。あえて燃すとすると、記載適正化 R I S 登録の、資料 6-7。
1:17:32	ナンバー 13 番。
1:17:34	可搬型温度計測装置ですね、名称が、
1:17:37	野瀬制御側ではこの括弧づきまでつけていたのに、こっちの資料 にはついていなかったとかありますのでこういった名称の統一も 展開していています。
1:17:48	ご説明は以上になります。はい。
1:18:21	規制庁秋本ですそれではじゃあ、続いて 1. 11、お願いします。
1:18:29	北海道電力山川です続きまして技術的能力 1. 11、説明させていた だきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:37	こちらにつきましては、前回のヒアリングが4月18日でしたのでヒアリングのコメントが2件ございます。
1:18:47	あと、記載の適正化リストから説明事項1件ありますので、あわせて3件説明させていただきます。
1:18:56	まずヒアリングコメント回答ですが、資料7の、
1:19:01	3、
1:19:02	3、
1:19:05	7、75です。
1:19:08	はい。7号で375の比較表に行って、7-5のコメントリストのうち3分の3ページ、No.12と13がでございます。
1:19:19	こちらの内容につきましては比較表資料7-3にて説明させていただきます。
1:19:30	比較表の1. 11-15ページをお願いいたします。
1:19:43	こちらコメントいただいたのですね比較表の1-1、11-9530ページに、臨界を防止する手段、
1:19:56	という記載があるものとないものがございます、その臨界する防止する手段の位置付けを確認の上資料館で公文を統一することということに、コメントいただきました。
1:20:08	1. 11-15ページこちら直したところではないんですけども、上から1、
1:20:15	6、7行目辺りにある
1:20:19	以上の重大事故等対処設備により
1:20:22	使用済み燃料ピット内の燃料体等を冷却し放射線を遮へいし、及び廉価臨界を防止することができると、こちらには臨界を防止するという記載がありましたが、
1:20:32	1. 11-30ページを見ていただいて、
1:20:38	30ページのページの下段側の1塊になっているところ操作の成立性の下段なんですけども、こちらの最後の下から2行のところ、
1:20:49	ですね、使用済み燃料ピット内の遠慮躯体等を冷却し、車、放射線を遮へいするというところの記載までは大井さんを参考にして書いてたんですけども、
1:21:01	ここに臨界を防止するという記載がなかったと。
1:21:04	先行で記載がないかというのを確認したところ、玄海さんの記載で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:11	臨界を防止するという記載がございましたので、こちらを参考に記載の適正化というか整合ですね、条文内での整合を図っております。
1:21:24	続きましてナンバー13のコメントだったんですけどもこちらと比較表で説明させていただきます。
1:21:32	1. 11-40ページをお願いします。
1:21:40	こちらコメントいただいたのは、使用済み営業ピットへの注水について間欠運転または流量調整を行うのであれば、その旨がわかるように、手順を
1:21:52	適正化することということで、こちらの
1:21:56	有効性評価の方では間欠運転という記載がございましたが、手順側の方では流量調整だけだったと。
1:22:04	女川さんの記載を確認する、
1:22:11	ツカベ明確に使い分けといいますか、間欠運転または流量調整するという記載になってましたので、そちらを参考に記載の手順を見直しております。内容としては変わってないんですけども表現としては、
1:22:25	間欠注水または現場で流量調整するということで手順を変更して、記載を非表現へ変更しております。
1:22:36	コメント回答については以上になりまして続きまして、記載の適正化リスト。
1:22:43	資料7-7、お願いします。
1:22:50	33分の29ページ。
1:22:58	ナンバー145になりますが、
1:23:02	こちら
1:23:05	たくさん書いてますんで概要ですけども、こちらは可搬型送水ポンプ車を持ち、使用済み燃料ピットへ注水する場合に、自主対策設備の常設配管を設置しますということを前回5月25日の審査会合でも、
1:23:21	説明させていただいておりますが、こちらの記載について今まで大井さんに倣ってホース敷設ルート図にしか名称出てきてなかったんですけども、
1:23:32	今回提出されさせていただいた資料では他の自主対策の設備と同様に、設備名称であったり、ジシュとして位置づける理由、あと概要図に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:43	記載すると、いうことを実施しております。
1:23:47	またあと操作手順とフローチャート、の方には、可搬型法、
1:23:53	数を使う場合と、常設配管を使う場合とどっちを先に使うのかと いったところに優先順位に関する記載を追加させていただいてお ります。
1:24:02	あと添付資料の方にはですね審査会合で説明させていただいた資 料ですね、新しい添付資料ということでつけさせていただいてお ります。
1:24:13	清変更箇所の比較表で
1:24:17	見て説明させていただきます。
1:24:20	いただきます。
1:24:22	資料の、
1:24:25	7-3の
1:24:27	13ページ。
1:24:31	代表して改正を用いる場合だけのところですけども、
1:24:35	13ページの記録、寝ているところですけども上段、イ、
1:24:40	のところ、
1:24:42	7行目のところ、設備名称を追加しております。
1:24:46	16ページ行っていただいて、
1:24:51	こちらでは自主対策設備として位置づける理由を追記させていた だいております。
1:24:59	38ページお願いします。
1:25:04	38ページに行きますと個別手順の内容になるんですけども、真ん 中は記録してあるところですが、
1:25:12	こちら先ほど申しましたが可搬型、ホース条線細管どちらも使える 状態になった場合に、どっちか、つく、どちらを先に使うか明 確にしなきゃいけないということで、
1:25:25	ね、燃料を取り扱っ。
1:25:27	該当内の作業環境が出した場合に、可搬型ホース敷設が困難な場 合、そのときに自主配管を使いますということで記載させていただ いております。
1:25:38	この操作の手順の概要のところ記載している方針につきましては
1:25:44	女川3の1.4の
1:25:49	残存溶融、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:51	炉心の、
1:25:54	余裕炉心が、原子炉圧流ろろ容器内に残存する場合の対応手順のところで、ヘッドスプレイ配管を使う場合地震になると、そういった記載がありましたので、その記載方針について参考にさせていただきます。
1:26:11	あと 39 ページいきますと、操作手順具体的な手順のところで③番のところで、屋内放送敷設するということの記載のところで、
1:26:22	いつ常設配管を使うかということを追記させており、いただいております。
1:26:29	続きまして、比較表の 1. 11-77 ページお願いします。
1:26:38	こちら本文側と同じで設備の一覧のところに流路として、新しい常設配管の名前と、あと接続法ですね、こちらを記載させていただきます。
1:26:50	続きまして 1. 11-105 ページ。
1:26:54	お願いします。
1:26:59	105 ページと、泊欄ですけども、送水ポンプ車から可搬型ホースが出てますが、そこから普段は繋がってないですけども接続孔があって、
1:27:11	あるの使用済み燃料ピットの方に向かって常設配管が伸びているよ。
1:27:16	伸ばすという概要図をつけさせていただきます。
1:27:22	続きまして 155 ページお願いします。
1:27:31	155 ページの記載では可搬型大型送水ポンプ車を使った時の水源の選択のフローのところなんですけど、ここの注記のところで閉じ配管を使う場合について、
1:27:45	地域理事させていただきます。こちらヘッドスプレイの翁長さんのヘッドスプレの記載を参考に
1:27:53	こちら注記させていただきます。
1:27:57	最後ですが、1. 11-283 ページお願いします。
1:28:04	283 ページから 284 ページにわたって、5 月 25 日審査会合で説明させていただきます。
1:28:14	について、新しい添付資料として追加させていただきます。こちらは泊上間オリジナルの添付資料にはなるかなと思います。
1:28:25	説明については以上になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:30	規制庁秋本ですそれでは確認等ありますでしょうか。
1:28:36	よろしいですか。
1:28:38	今の、
1:28:41	自主のところの常設ラインは、
1:28:47	理由は記載していただいた通りかなあ。
1:28:51	と思うんですけどちなみに、
1:28:55	あれ、ここの常設ラインは耐震性はあるんですか。
1:29:13	北海道電力古谷でございます。自主対策設備の配管については自主対策設備ではございますけれども、地震時に使用できるようにSSで使えるように設計を、
1:29:27	今の詳細な設計をやっているところですけども、
1:29:31	そういうことで、検討してございます。以上です。
1:29:36	規制庁秋本ですわかりました。だからあれですよね理由のところには耐震性が十分でないものみたいなことは書かないってことですよね。はい。
1:29:45	それはじゃあ理解したとして、そしたらじゃあ、
1:29:50	添付資料の2. 11-22 っていうかあれですね通しページの283 ページ。
1:30:00	2、
1:30:03	耐震性はあるものなんですよっていうところは、
1:30:09	書いともいいのかなと思ったんですけど、何かあれですか、来たくない理由とか何かありますか。
1:30:48	北海道電力山川です。今、添付資料1. 11. 22 で、当然新しい配管をつけるということでDB設備として重要なSF使用済み燃料ピットがあると。
1:31:00	耐震性があるっていうところも書きたいなと思っていたんですけども16条の記載としまして落下防止対策を講じるっていう記載で、
1:31:11	整理しておりますので、その記載でDB設備に影響を与えない設計にするという意味でこの添付資料で、
1:31:20	書かせていただいております。
1:31:27	規制庁アキモトです具体的にはあれですか、落下防止対策って何、何なるんですか。
1:32:20	規制庁アキモトでそうしたら、じゃあれですねこの落下防止対策っていうのがーじゃ具体的には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:28	何なのっていう話になっちゃうので、全然、
1:32:34	法人で構わない積法人、基本設計方針で構わないんですけど、
1:32:40	落下防止対策って具体的には
1:32:44	どういうことなのって言われた時に答えられるように、
1:32:48	したいんですけど、
1:32:56	北海道電力の藤田です。
1:32:59	ちょっとどのように記載できるかですね例えば括弧づけでS s機能維持を図るとか、
1:33:06	は方針とかですね、そういう記載を加えるとか、
1:33:10	多分あんまりちょっと他社さんの例があるかどうかってのはわからないんですけども、
1:33:15	もうその程度ならかけるんじゃないかなというふうに思いますんで、ちょっと検討させていただきたいと思います。
1:35:19	規制庁秋本ですそれではじゃあ、続いて54条、お願いします。
1:35:25	はい。北海道電力のイチタニです54条、資料7のシリーズですけども、ご説明いたします。資料7-6、ヒアリングコメント回答リストは、
1:35:35	前回までにご回答済みでございます。
1:35:39	記載の適正化リスト、資料7-8になります。
1:35:44	ここでわあ、四分の4、
1:35:49	ナンバー33。
1:35:54	可搬型大容量化すいすい送水ポンプ車の容量を適正化しましたということで前回から少し数値が変わってございます。
1:36:04	これ可搬型大容量海水送水ポンプ車ですけども、
1:36:09	少しスペック変更というか、最高使用圧力を高めて、その分ちょっと流量が減ったというところを、低角としてはですね、
1:36:20	基本物は、大きく赤ものは同じ車ですけども、
1:36:25	ていうものを、恒例と、次の55条なんかにも反映をしております。それ以外は、記載を他の条文と整合を図っていったというものでございます。
1:36:38	もう一つ、ちょっと資料のご提出のタイミングの関係で反映できてないですけども、先週辺りのヒアリングで、
1:36:48	下モニターとかの放射線量率、線量率って言ったり、放射線量率って言ったりで用語の統一をしますというのを、58条制御側で確かご回答させていただいてたかと思いますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:01	こちらでもエリアモニターを使って線量率を推定するとかっていう部分が本文で出てきます。
1:37:09	比較表でいきますと、54-9 ページとか、
1:37:13	そういったところに出てきますが、これは本日のものではまだ統一できてませんが、6月の末、ご提出する部分では、放射線量率という言葉に統一してご提出する予定です。
1:37:27	54条ご説明は以上になります。
1:37:36	規制庁秋本です。
1:37:38	こちら側から何かありますでしょうか。
1:37:41	はい。
1:37:42	よろしければ、
1:37:44	54条も、
1:37:47	特段ないので、
1:38:09	規制庁アキモトですそれでは続きの説明をお願いします。
1:38:14	北海道電力古谷でございます。続きまして技術的能力1.12のご説明になります。
1:38:21	発電所の方から説明をお願いいたします。
1:38:30	北海道電力横川でございます。音声問題ないでしょうか。
1:38:34	はい。北海道電力フルヤで質問ではございませんお願いいたします。
1:38:40	はい。それでは、技術的能力1.12についてご説明させていただきます。
1:38:46	ご説明の内容といたしましては技術的能力1.1に関する資料である、資料8-1、8-38-5、8-6。
1:38:56	これのうち、
1:38:58	まず資料8-5のヒアリングコメント回答リストにつきましては、4月19日のヒアリングにて各ご回答させていただいております。
1:39:06	なので今回は資料8-6の記載適正化箇所リストと、資料8-3のまとめ資料比較表を用いて、4件ほどご説明させていただきます。
1:39:18	今回提出いたしました資料は、資料8-6の、
1:39:23	記載適正化箇所リストの通り、資料全体の適正化、誤記訂正を実施してございます。
1:39:29	ご説明が必要な項目以外については、適正化及び訂正になりますので、内容のご説明を割愛させていただきます。
1:39:37	それでは説明に移ります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:40	資料 8-6 の記載適正化箇所リスト。
1:39:44	43 分の 11 ページ、ナンバー43 に、ナンバー53 についてご説明します。
1:39:52	資料 8-3 の比較表 1. 12-83 ページをお願いいたします。
1:40:01	こちら作業内容の見直しに伴いまして可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による SWISS 水放水。
1:40:11	談話今後設備を用いた使用した A 案はハウスイの添付資料による訓練実績時間を修正しております。
1:40:21	また資料 8-3 の比較表、1-12-61 ページにもございますけども、タイムチャート、こちらの方西方の運搬、可搬型ホースの運搬の時間も修正しております。
1:40:33	修正理由はアクセスルート of SL と都営末清トンネル新たなトンネルの通行を考慮した時間形状を反映したものとなります。
1:40:44	可搬型大容量海水送水ポンプ車による放水砲及び泡放水の想定時間については、実績時間からの想定時間形状の関係で変更変更なしと。
1:40:56	なってございます。
1:40:58	同様の理由で記載適正化箇所リストのナンバー131 等にもございます。自主対策設備である化学消防自動車、
1:41:08	可搬型大型送水ポンプ車、
1:41:10	大規模火災用消防自動車の初期消火手順についても、タイムチャート等の時間変更をしております。
1:41:18	消火手順については実績時間想定時間、両方とも変更となっております。
1:41:26	続きまして資料 8-6 の記載適正化箇所リスト 43 分の 24 ページにございますナンバー119 についてご説明します。
1:41:36	資料 8 のサノ比較表は、1. 12-29 ページをお願いいたします。
1:41:46	こちらが可搬型大型送水ポンプ車による体系の放射性物質の拡散抑制に関する操作の成立性の記載内容の、
1:41:56	話でそのうち、要員名称、要員数、作業時間の記載内容、最新化しております。
1:42:04	修正の理由ですけども、手順は技術的能力 1. 11、2 で整理する構成としておりますので、技術的能力 1. 11 の可搬型大型送水ポンプ車による使用済み燃料ピットへのスプレー手順。
1:42:18	の時間変更要員名称と、要員数の変更。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:22	同様の理由で変更となっております。
1:42:25	4月18日のヒアリングにおいてご説明、ご説明済みの、
1:42:30	内容でございます。
1:42:33	続きまして資料8-6の規制的取適正化処理と、43分の42ページ。
1:42:40	のナンバー200についてご説明いたします。
1:42:43	資料8-3の比較表は1. 12-98ページお願いいたします。
1:42:52	こちら添付資料1. 12.7、防水工による放射性物質の抑制効果についての合成法による降水量、この値を修正しております。
1:43:04	流入降雨量による、天然の放射性核種を落下させる効果と、製法による拡散抑制効果を比較説明した資料ですけれども、
1:43:16	算出元となる可搬型大型、可搬型大容量海水送水ポンプ車の最大降水量が過去の情報でありまして、新たな両方の2万リットル本、
1:43:30	こちらで算出した結果で修正しております。修正結果ですけれども、降雨量よりも多い量、この10倍以上の数量と記載しておりますけれども、
1:43:40	こちらの流量で補正することに変更はございませんので、結果は同様となっております。
1:43:47	続きまして、資料8-6の記載適正化箇所リスト。
1:43:52	最終ページの43分の43ページ、ナンバー207についてご説明します。
1:43:58	資料8-3、規格表は、1. 12-134ページをお願いいたします。
1:44:09	添付資料1. 1221につきまして燃料補給に関する資料でございますけれども、
1:44:16	技術的能力1. 14まとめ資料にて整理する予定でございました。
1:44:21	技術的能力1. 14として資料作成について検討しましたけれども、可搬型大容量海水送水ポンプ車は、有効性評価で使用しない設備であること。
1:44:32	本資料は関電さんのプラントのみで作成している状況でありまして、作成不要と考えましたが、改めて先行審査実績の反映は必要と判断し、今回作成する。
1:44:46	しましてご提示いたしました。
1:44:49	私からの説明は以上となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:55	規制庁アキモトでそれでは確認に入ります。規制庁側からありますでしょうか。はい。平本さん、お願いします。
1:45:06	規制庁の平本です。
1:45:08	江藤今最後に説明していただいた、
1:45:12	可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料についての、
1:45:17	資料なんですけども、
1:45:19	比較表の1-12-134 ページ。
1:45:24	これ上から6行目に、
1:45:29	164.9hrの
1:45:32	内訳が書いてあって、
1:45:35	括弧で、事故発生から放水開始までの時間って書いてあるんですけども、
1:45:40	これ3.1は、
1:45:44	この3.1アガワってというのは事故発生から放水開始までの、
1:45:49	時間なのかなと。
1:45:51	いう確認です。
1:45:53	というのは、
1:45:55	同じ比較表の1-12-34。
1:46:01	ちょっと見ていただくと、
1:46:18	34ページの、
1:46:20	比較表の34ページの上から10行目ぐらいのところに、
1:46:25	可搬型大容量海水送水ポンプ車の
1:46:30	燃料補給なしで、どれだけ運転できるかって時間を変えたそれが3.1時間って書いてあるんですよね。
1:46:37	この3.1時間をここに、
1:46:40	入ったのではなからうかと思ったんですけども、どうでしょう。
1:46:46	と北海道電力フルヤでございます。
1:46:48	添付資料の1-12-21ですねあと134ページの3.1時間についてなんですけれども、
1:46:58	ちょっと別の添付資料で、ご紹介しますと、89ページの
1:47:07	1-12-4という添付資料をですね、ちょっとお待ちください。
1:47:18	比較表の1-12の方89ページになります。
1:47:25	ここの燃料算出、使用料ですねを保守的に見込みたいという考えから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:37	もともとのこの 89 ページに方が、大容量海水送水ポンプ車の時間の内訳を
1:47:47	分割して記載している、資料がございます。
1:47:53	100、3.1 時間というのは 185 分をお示しする数字なんですけれども、②番というところの段に、
1:48:06	185 という数字がございます。これを 3.1 時間というふうに記載しました。考え方としましては、
1:48:17	本来だと送水するまでに、準備が、準備時間としては、①番の要員側の保管場所まで移動する時間の
1:48:32	30 分とか後、
1:48:35	移動ポンプ車の移動設置の②番の 210 分で 240 分かかるということになってしまうんですけれども、より少し保守的に考え、
1:48:47	たかったので①番の 30 分をまず差し引いて、210、②の 210 分の中から、右側の備考に記載しております。
1:49:01	移動の 15 分。
1:49:04	それから、
1:49:05	その下に書いてあります大容量海水送水ポンプ車の設置の、
1:49:11	ソテー場所への停車時間という十分こちらを差し引きまして、最短で準備するとして 185 分という数字を
1:49:23	使って要領、
1:49:26	の方を使用料を出しました。ただ
1:49:31	こちらの準備時間をすべて差し引いてですね、7 日間、168 時間使用したとしても、
1:49:43	お示ししている、使用料でいきますと、
1:49:49	52 キロリットルと記載してございますけれども
1:49:55	7 日間、
1:49:58	保守的に動かしたとしても、
1:50:01	53 キロリットルと 1 k L。
1:50:04	程度しか増えませんので、
1:50:09	使用料としてはそれほど変わらないかなというふうに考えてございます。
1:50:14	すいません長くなりましたが以上でございます。
1:50:19	規制庁平間ですわかりました。
1:50:23	ここの 3.1 時間がここにリークするっていうのは、ちょっと読み取れないですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:32	はい。
1:50:38	そこら辺ちょっと、こここうここというかですね、どういうふう に設定したのかっていうこの3.1の説明を、
1:50:49	追記していただければと思います。
1:50:55	北海道電力古谷でございます。まず3.1時間の考え方をお示しす るか或いは7日間でもさほど使用料としては変わらないので削除 するかこの辺りの適正化検討して、
1:51:10	見直したいと思います以上です。
1:51:15	規制庁平本です。わかりました。もう一つちょっと確認だけなん ですけども、
1:51:20	今、添付資料1-12-21の、
1:51:24	先ほど言ったところの一つ上に、
1:51:28	燃料消費率0.310キロリットルパワー、括弧1台あたりと書いて ありますが、
1:51:35	この1台当たりというのは、
1:51:37	2台のことでしょうか。
1:51:42	北海道電力古家でございます。
1:51:44	こちらちょっと
1:51:47	大井さんと比較してそのまま記載したところもあってちょっと
1:51:53	記載が不適切かもしれません
1:51:56	泊の場合はですね改正送水ポンプ車を1体で放水しますので、
1:52:03	本来は記載がなくてもよかったかもしれません。
1:52:10	菅大井さんの方は、2台直列に並べて2台で放水しますので、2台 を接続し、1台当たりの消費量を記載してございますので、この、 ここも、
1:52:23	適切な記載をですね検討して、見直したいと思います。以上で す。
1:52:33	規制庁の平本です。
1:52:35	可搬型大容量海水送水ポンプ車は、
1:52:39	確か、2台ワンセット。
1:52:42	2台並列で、シリーズじゃなくて、
1:52:47	2台並列で、片や原子炉格納容器。
1:52:52	片や、
1:52:54	別のところについていうふうに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:58	使うんで、2台ワンセットっていうふうにしてるのかなと思ったんですけども、そういう2台ではないということですね。
1:53:36	そうだとしたらちょっと、こちら勘違いしたかもしれません。了解しました。
1:53:46	はい。
1:53:48	北海道電力のイチタニです。
1:53:50	弊社、泊3号炉の場合は、可搬型大型送水ポンプ車、プラントへの給水とかに使う車は、2台セットで使用いたしますが、こちらでご説明しております可搬型大容量海水送水ポンプ車、
1:54:05	これは放水砲用として、1台で使用いたします。
1:54:11	以上です。
1:54:13	規制庁平本です。了解しました。私から以上です。
1:54:23	規制庁の方です細かくて恐縮なんですけど今の添付資料の1. 12-21の
1:54:30	下から2行目に、
1:54:32	燃料補給会社からの運搬ルートを確認って書いてあって、
1:54:38	これ大飯の資料を見ると多分燃料供給会社って書いてるような気がするんで、ちょっとそこは確認をしておいてください。
1:54:55	北海道電力古家でございます。
1:54:57	技術的能力の1.0の方でも燃料供給会社という単語、用語を使っていたと。
1:55:07	記憶、理解しておりますので適正化見直したいと思います以上です。
1:55:13	確認だけなんですけど陸海空空路によるルートを各確保しているっていうのは、
1:55:21	泊も大井も同様っていうことでよろしいですね。
1:55:26	北海道電力古谷でございます。燃料外部からのですね支援については陸路海路空路で可能ということで、
1:55:36	泊は可能でございます。大井さんは、資料に記載の通りだなというふうに理解してございます。以上です。
1:55:47	規制庁片木さん了解しました私から以上です。
1:55:57	規制庁の平本です。先ほどの、
1:56:01	話のちょっと続きですけど後、55条の資料の、
1:56:07	55-14ページに、
1:56:10	考え方大容量海水ポンプ車の使用が書いてあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:15	そこに
1:56:17	容量が 1320 立方のやつとそれから 1440 立方
1:56:23	のやつと、2 台書いてあって、
1:56:25	この 2 台で合わせて台数は 1 台と。
1:56:31	いうふうに書いてあるわけですけども、
1:56:33	ここの燃料の計算をしている燃料消費率というのは、
1:56:38	どういう数字なのかなと。
1:56:42	いいです。まず、55 条のご説明はこの後ですけども、資料としては、はい。55 の補比較表 55-14 ページのスペックのお話かと思えます。
1:56:54	可搬型大容量海水送水ポンプ車、容量違いが 2 台ありまして、
1:57:01	放水砲に使うんですけども、
1:57:05	使用料としては建物に放水する時に 1200 立米パーアワーで放水をするので、それ以上の容量を発揮できれば、
1:57:15	良いとなります。実は 2 種類、2 台、1 台予備 1 台を保有してございます。それが同じスペック 2 台ではなくて、
1:57:27	ちょっとスペック 1 個 1 個違うものを、1 台プラス予備 1 台を持っています。
1:57:34	ですので、このページの※1 は、
1:57:39	容量 1320 立米のものと、1440 立米、合わせて 2 台持ってますこの 2 台が 1 台、括弧予備 1 台ですという意味の注記でございますので 2 台セットで使うという意味の地域ではございません。
1:57:57	はい。
1:58:00	規制庁平本です。了解しました。
1:58:08	規制庁秋本です。ちなみに今ノーってというのは、これって潜航とか出そう。
1:58:14	いう、何かスペック違いの、
1:58:17	ものとかって、何か、
1:58:19	ですか。
1:58:25	北海道電力のイチタニです。
1:58:29	ちょっと、
1:58:31	ですね。
1:58:33	今のページの 55-14 ページの左側の多い欄を見ますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:39	本当オオイワ、2台、括弧予備1台でこの予備1台2、※が振ってあって、原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用すると。
1:58:53	ということで、関西電力が大飯発電所さんは、48条だとかで使う大容量ポンプっていうものの予備と、この放水砲用の予備を、
1:59:05	兼ねてるんです。で、
1:59:08	確かこれのスペックがおっきかったはず。
1:59:11	です。ちょっと調べてもう一度回答したいと思いますけれども、
1:59:18	必要な容量以上を持っているので、問題ないと考えてございますけれども、
1:59:25	ちょっとこちらの48条側のスペックを確認いたします。
1:59:36	規制庁秋本です。だから、必要な容量以上あるからどっちが。
1:59:42	予備でどっちが本間本設というか本体でっていう。
1:59:48	使い分けは特段なくて、
1:59:50	どっちでもいいっていうことですかね。
2:00:15	北海道電力のイチタニです。大飯発電所3の原子炉冷却ヘッド施設の大容量ポンプのスペックを確認いたしましたら、
2:00:25	1.2MPaの汚染800立米パーアワー。
2:00:29	てなってますので、
2:00:32	そういう意味では、能力違いが予備になってたりっていう、前例はあると存じます。以上です。
2:00:45	規制庁アキモトですそれではじゃあ55条の説明をお願いします。
2:00:49	北海道電力のイチタニですでは55条のご説明に入りますけれども、55条、まずコメント回答し、リスト自体がございません。
2:01:01	ですので、資料適正化リストが8-7、あと比較表は8-4ですけれども、
2:01:12	これまでご説明してきたような適正化
2:01:17	送水ポンプ車のスペックの適正化とか、車輪どめの話とか、そんなような適正化を展開してございます。55条はご説明以上になります。
2:01:46	規制庁秋本です。それではこちらからは特段ありませんので
2:01:52	凸ず聞いわあ、水源なんですけど、
2:01:58	こちらの入れ替えというか、人が増えるので10分休憩に入りたいと思います。はい。じゃあ、休憩します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:16	規制庁秋本ですそれではヒアリング再開します。続いて 1.13 の水源関係とすいません 56 条も説明をお願いします。
2:02:30	北海道電力古谷でございます技術的能力 1.13、ご説明いたします。
2:02:36	あと発電所から説明をお願いいたします。
2:02:44	北海道電力西川でございます。音声よろしいでしょうか。
2:02:48	はい。聞こえておりますよろしく申し上げます。
2:02:53	はい。それでは技術的能力 1.13 についてご説明させていただきます。
2:03:00	資料については、資料 9-1、9-3、あと 9-5、9-6。
2:03:08	9-5、9-6。
2:03:12	あと資料本部比較表、あとコメント回答リストと、摘採適正化箇所率等の構成になってございます。
2:03:21	このうち、資料 9-6、記載適正化箇所リストに、修正箇所をまとめてございますが、その中から 2 点ほどご説明させていただきます。
2:03:34	まず 1 点目でございますが、
2:03:37	資料 9-3、比較表を用いましてご説明させていただきます。
2:03:45	1.13-370 ページお願いいたします。
2:03:58	370 ページの記載して (3) の電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプの水源切替。
2:04:08	の、中段少し上の手順着手の判断基準でございますが、
2:04:15	赤字の部分、少し記載を見直しております。従来ですと、補助給水ピット水位が低下し、補助給水ピット水位異常低警報設定値水位である。
2:04:28	3%となる恐れがあれば良いと記載しておりましたが、この記載に、ここの恐れがある場合の記載につきまして、大井さんと高浜さんとちょっと比較しまして、
2:04:43	この 2 社に合わせて 3%となるまでというふうに記載を、記載の表現を、
2:04:51	適正化しております。
2:04:54	それに伴いまして、取りまとめた資料の方も少し、そういう理由を追記させていただきまして、
2:05:03	資料 9-3 比較表の取りまとめた資料の 7 ページ、お願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:14	大井さんとの設備の相違の⑩番のところ2になりますが、そういう理由の欄に追記させていただきまして、
2:05:25	泊3号炉の補助給水ピットでございますが、ピットごめん、掘り下げまして、補助給水ポンプの吸い込み班、配管を設置しておりますので、
2:05:38	補助給水ピット吸込配管が露出する水位としては、
2:05:42	0%未満の一位になってしまうということで、ここまで高浜さんや大井さんとあわせる古藤が喜納伊井。
2:05:53	状況でございましたので、泊については補助給水ピット水位異常低警報設定値推移である。
2:06:00	3%の
2:06:02	3%となるまでにという表現を用いまして、
2:06:06	補助給水ポンプを停止することなく、切り換えが可能な追としてこの推移、設定してございます。
2:06:16	1点目については以上でございまして2点目になりますが、取りまとめた資料の9ページ、お願いいたします。
2:06:26	大井さんとの設備の相違の丸22になりますが、こちら、ディスタンスピースを使用スルーことに関してのそういう理由になりますが、
2:06:38	泊の審査会合での説明について、そういう欄に記載を追記してございます。
2:06:48	この他にも、適正、記載適正化箇所リストにお示ししている通り、条文間の整合等を図るために、
2:06:57	修正を行っておりますが、こちらについては説明割愛させていただきます。
2:07:03	技術的能力1.13のご説明については以上となります。
2:07:12	はい。引き続き、56条のご説明をさせていただきます。
2:07:19	資料は、比較表が9-4、そしてコメント回答資料ございませんで、資料9-7が記載適正化リストと、
2:07:29	なっております。記載定期成果率等をですけれども、これまでご説明してきたような展開ですね、ポンプ車の予備2セットの話ですとか、
2:07:44	とはかい大容量海水送水ポンプ車の容量の話ですとか、そういったものの展開のみとなっております。ご説明は以上です。
2:07:57	規制庁アキモトですそれでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:00	こちら側からありますでしょうか。
2:08:03	何か。
2:08:04	今、質問、
2:08:06	あれば先にやっちゃっていいですよ、今説明あったもの。
2:08:22	規制庁の平本です。ちょっと確認ですけども、
2:08:29	1-13の資料の方で、比較表で、
2:08:34	1-13-335 ページです。
2:08:46	手順書で、ろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給の手順なんですけども、一番下のパラグラフで、操作の成立性のところなんですけども、
2:08:57	上記の操作は運転員現場1名にて作業実施と書いてあるわけですけども、
2:09:03	これは、
2:09:05	中央で確認要らないのかなと思ってですね。
2:09:09	1人で作業をして、
2:09:13	ろ過水タンクから水を送るわけですけども、
2:09:16	送り先の燃料取替用水ピットの、
2:09:18	Wi iの確認が必要かなと思ってですね。
2:09:21	1名でやるんでしょうかという質問です。
2:09:33	北海道電力クリアです。
2:09:35	江藤発電所から回答できますか、ろ過水タンク食うから、燃料取替用水ピットへの補給で、
2:09:46	操作の成立性としては現場1名と記載があるけれども、燃料取替用水ピットの水位を確認するなど中央制御室の要員が必要ではないかという、ご確認でございます。
2:10:00	お願いします。
2:10:06	はい。北海道電力西川でございます。
2:10:09	こちらについては、
2:10:13	部活タンクからの補給開始までの操作の成立性を示してございまして、
2:10:24	中央制御室泥酔は、手順の中で確認するのですが、そちらについてはもう開始後の確認委員となってございますので、
2:10:34	操作の成立性については、補給の開始までを示しているということで、こちらについては現場1名にてという形で記載させていただいております。以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:50	規制庁平本です。わかりましたそしたらですね。
2:10:54	同じこの比較表の1-13の536ページなんですけども、
2:11:06	この536ページに表がありまして、
2:11:11	その表の右側の一番下のところにですね、今言ったろ過水タンクを水源とした燃料取替用水ピットへの補給という欄がありまして、
2:11:23	ここに30分で二名、対応可能人数で使用可能かっていうところに、二名って書いてあるんですけども、こちらは1名ということなんでしょうか。
2:11:36	発電所から回答できますか。
2:11:43	はい。北海道電力西川でございます。
2:11:46	申し訳ありませんこちら1名の記載が正しいかと思っておりますので、少し確認して、適正化させていただきたいと思っております。以上でございます。
2:12:02	規制庁平本です。確認をお願いします。
2:12:07	あともう一つですねえ。1-13-544ページに、
2:12:14	自主対策設備の仕様表があるわけですが、
2:12:19	544ページですね。
2:12:22	今お話が出たろ過水タンクですけども、
2:12:26	ここに今仁木と書いてありますが、
2:12:29	とろ過水タンクは、
2:12:31	確か共用タンク2機とそれから3号専用タンク2基の計4基あると思っておりますけども、
2:12:37	これはどういう時期なんでしょうかという質問です。
2:12:45	北海道電力古屋でございます。
2:12:48	自主対策設備の主要に記載してございましてろ過水タンク2の2機については、3号機用の2機として記載してございます。
2:13:05	3号機能自主対策設備ではございますけれども、補給、或いは
2:13:14	原子炉容器等への注水にろ過水タンク、能水を注水。
2:13:21	する手順を
2:13:23	SA対策として追加しておりますけども3号イを3号機、3号炉のSA対策として、3号用のろ過水タンク2基というふうに
2:13:34	記載しております。
2:13:39	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:42	規制庁の平本です。確認ですけども、共用の仁木というのは、自主対策設備、
2:13:50	としては利用しないということなんでしょうか。
2:13:54	北海道電力李でございます。
2:14:01	デービーの八条、あと下の消火設備としてはろ過水タンクは
2:14:07	123号炉共用の仁木も使用。
2:14:14	できるように設計してございますし、総合接続、一井、3号のろ過水タンク等共用のろ過水タンクと、接相互接続している状況もありますので、
2:14:28	3号機を125教諭、3号機用と切り換え切り分けるのも、
2:14:38	難しいところもありますので、
2:14:41	ちょっと時価に向けて4期、使える状況になってございますので、手順の見直し等、検討して、
2:14:53	見直したいと思います。以上です。
2:14:59	規制庁の平本です。ちょっと確認すれば、今のお話は、この表を二期からその4期に変えるということでしょうか。
2:15:09	と北海道電力でございます。自主対策し、設備の使用については4期と修正しますし他にも
2:15:19	系統概要図等仁木でお示しているところもございますので
2:15:27	必要箇所、
2:15:30	仁木から共用のその2基を追加した形で
2:15:35	修正をしたいなと考えてございます。以上です。
2:15:40	規制庁の平本です。系統概要図以外にも配置図も多分直さなきゃいけないのと、それから条文だけじゃなくて、他の条文もかなり影響あると思うんで、
2:15:55	見落としのないようにお願いいたします。
2:16:00	北海道電力、古谷でございます。承知いたしました。以上です。
2:16:11	最後もう1個、ちょっと、
2:16:13	細かい話なんですけども、
2:16:32	えっとですね、比較表の1-13の、
2:16:37	93ページなんですけど、
2:16:52	ここ一番、記載表現の話なんですけども、下から2行目に作業環境の周囲温度は、
2:17:01	通常運転時と同程度であるっていう。
2:17:04	表現と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:05	それから上のパラグラフは、室温は通常運転値と同程度であるというふうに言います。
2:17:12	書いてあるんですけども、
2:17:13	今回の適正化R I S等で何ヶ所かですね、直されていたと思うんですけども、
2:17:22	ここの部分も含めて、
2:17:25	下記は形の
2:17:29	規則というかですね、そういうのはあるのでしょうか。
2:17:42	北海道電力の藤田ですけども、室温っていうのは、
2:17:46	基本的に中央制御アノ室、室内の作業。
2:17:49	作業間、
2:17:50	作業というのは、屋外の作業というふうに整理しているところなんですけども、整理しきれないところが多分まだ多々あってですね、ちょっと今、そこ一斉提出に向けて見直してるところでございます。申し訳ございません。
2:18:07	ここの部分は両方とも 93 ページのところですね、両方とも同じところなんで
2:18:14	見なおしていただきたいと思います。私から以上です。
2:18:25	原子力規制庁の平良です。
2:18:28	まずちょっと混載お聞きしたいのが、
2:18:32	この資料 9-1 の量なんですけれども、大井の
2:18:39	この比較されていますけれども、大井の
2:18:42	分量と大分差があると思うんですけども、
2:18:46	こちらの違いっていうのはどのような理由なのでしょうか。
2:18:53	と北海道電力フルヤでございます。
2:18:55	1. 13 の資料構成として衛藤大井さんのものの資料と泊 3 号炉の資料に資料構成が大きく違うところのつつご確認だと
2:19:10	認識しました。今回泊 3 号炉の水源の資料構成については女川さんの審査実績反映を別途反映するために、
2:19:24	女川さんの資料構成に見直してございます。
2:19:31	目次をちょっと見ていただこうかなと思いますが、
2:19:37	比較表の資料の 1-13 の
2:19:43	1 ページ。
2:19:45	とか 2 ページぐらいなんですけども、
2:19:48	目次がありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:59	女川さんの水源等に対する制限ごとの手段に整理して記載していくと。
2:20:09	いう資料構成に見直し取りますとこれまでのPWRは、
2:20:16	蒸気発生器二次側への水の供給、それから炉心注水CVスプレイと、そういう
2:20:25	供給するがわあ、
2:20:28	への対応手段ごとに整理していたところがありましたので
2:20:33	そこはサイン最新審査実績、
2:20:37	女川さんに資料構成を合わせたということでございます。
2:20:43	以上です。
2:20:47	伊勢。規制庁平良です。ありがとうございます。
2:20:50	あと、
2:20:51	多少、
2:20:53	流水解消を推進するのと、水禽イシタニするものということで承知いたしましたけれども、
2:21:01	これと他の、
2:21:03	PWRの審査では、どういう
2:21:08	このように、水源主体で採取しているものっていうのはほかに実績があるのでしょうか。
2:21:16	北海道電力古谷でございますPWRはこの大井さんと同じ注水先ごとに整理している資料というふうに理解してございます。
2:21:30	以上です。規制庁堀田ですけど。
2:21:34	ずっとそっちのスタイルに慣れてたもので、こちらとしてちょっと解読に時間がかかったっていうところがあるので。でもこれ、衛藤。
2:21:43	審査部の方で、
2:21:45	これで支障ないっていうことであれば、
2:22:05	ところは、了解したというところで、次に移らせていただきます。
2:22:12	はい。規制庁平良です。すいませんそれでは次、次の質問について、
2:22:18	ご確認、お聞きしたいんですけども、1-13の9、ごめんなさい。525ページ。
2:22:26	のところで、
2:22:38	こちらへと影響。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:40	補助給水ピットへの供給手順というところで記載されていると、フロー図が記載されておりますが、
2:22:51	と思います。
2:22:53	この中で戸田脱気器等、
2:23:01	日時に純水タンク、
2:23:04	等の優先順位、
2:23:07	各借り手と、
2:23:13	まず全体的に丹水源の枚数が少ないっていう印象があって、例えば隣接号機の淡水タンク、
2:23:22	というのは、12号なんですけど、これってまし、まだ審査してないとかそういう関係で、
2:23:28	除いてるんですかね。
2:23:34	北海道電力李でございます。この上、補助給水ピットへの補給については、
2:23:46	左側から脱気器タンクで、その横に二次系純水タンクがありますこれは3号、
2:23:54	3号炉に設置済みの水源でございますしてその右側になりますけれども、淡水としましては、
2:24:07	減衰層というのが、
2:24:11	見えますでしょうか右から二つ目の、
2:24:14	ひし形。
2:24:16	ちょっと
2:24:18	まとめ資料の方に図面をすいません、変えます少々お待ちください。
2:25:07	東北映像電力フルヤでございます。衛藤市野、13の紙資料の方は江藤。
2:25:15	本体の方の資料ですけども、1-0の
2:25:18	398ページですね、
2:25:25	淡水についてはですね大型送水ポンプ車というものを使うと、右、一番右にあります代替給水ピットというのがありますこちらが、
2:25:37	高台にあるピットということでこちらが使えますそれと
2:25:44	真ん中にあります原水槽というものがあましてこちらが共用の
2:25:50	12号炉とも共用で使います衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:55	ろ過水を作る前の原水をためている水槽なんですけどもこちらを主要可能でございます。原水槽についてはですね、少々お待ちください。
2:26:23	まとめ資料のですね1-13の373ページをお願いいたします。
2:26:31	あ、すいません比較表の方ではなくですね。
2:26:35	すいません資料番号申し上げます少々お待ちください。
2:26:44	資料番号が9の一番になります。
2:27:00	あと北海道電力例でございます。
2:27:02	1-13-373ページにこちら原水槽を用いた手段で水の供給して、原水槽側が水位を下がったときに、
2:27:15	純水淡水元のろ過水タンク、それから二次系純水タンクの水をですね、元清掃に送りまして、使うという手段があります。ですので、
2:27:30	1500立米へのろ過水タンク二次系純水タンクが1500立米ぐらいありまして、そちらを一基5000立米の原水槽2基ございますけれどもそちらの方に水を落として送水ポンプ車で、
2:27:45	各必要なところに供給するということになりますので、相当数、
2:27:50	短制限としては持っているのかなと思って考えてございます。説明は以上です。
2:27:58	鳥飼さんや補助給水ピットっていうのは、利用料、
2:28:01	はどれぐらいなんですか。
2:28:05	と北海道電力でございます。江藤補助給水ピットについては管理値としては570立米、これは保安規定で管理する数値になりますけれども容器と、
2:28:20	しては、
2:28:22	もっとあると思います。管理値としては570立米。
2:28:26	藤復水タンクは800立米ぐらい。
2:28:30	言いようによっては同等ぐらいだろうと。
2:28:33	やっぱりシバ少し枚数が少ないと思ったのは純水タンクが1500ぐらいですかね。
2:28:41	あと脱気。
2:28:43	ラッキーなタンクですか、脱気タンク、これもそんな大きくないんで、
2:28:49	隣接号機が使えない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:52	のは、相当総量は少ないってということだったんだけども減衰層がかなり、
2:28:57	不足を補ってくれるという理解ですね。
2:29:03	北海道電力古谷でございますご認識の通りでございますして原水槽はかなりOA。
2:29:10	容量の大きい水槽になりますので、こちらでさらにそこに補給して使うということで、丹水源としては
2:29:19	活用十分できるかなというふうに考えてございます。
2:29:22	以上です。
2:29:24	この点は了解。
2:29:26	原子力規制庁の平良です。ありがとうございます。あと、申し訳ございません。あともう1点お聞きしたいんですけども、
2:29:33	比較表の1-13-544の、
2:29:50	自主対策設備仕様のところですけども、
2:29:54	こちら、
2:29:57	江藤大井の方でも、
2:30:00	記載はないんですけども、高浜のほうですと、消防ポンプ車、
2:30:05	消防ポンプが記載されてまして、そこが複数台。
2:30:10	かなりの量の用意されてってことなんですけれども、友利につきましても、
2:30:15	消防、
2:30:16	消防士ポンプは、用意されているという認識でよろしいでしょうか。
2:30:21	北海道電力古谷でございます。江藤高浜さんで使用しています消防ポンプについては、
2:30:31	複数台を直列に繋ぎまして、徒歩9先まで読んだりとか5台とかこう並べて徒歩9先までこうつなげていくというそういう手段になります。
2:30:42	我々でいきますと、比較表の1-13-544ページの、
2:30:49	自主対策設備仕様の上から5行目になるんですけども、
2:30:57	藤甲斐可搬型大型送水ポンプ車というものがこれが同じ機能としてこちらを使います。こちらは大井さんの送水車、
2:31:08	という名前。
2:31:10	で、もうあるんですけども

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:16	ポンプ車なので消防ポンプのように直列で並べなくても、このポンプ車1台です、低角でいくと300、
2:31:27	立米パーアワーですかね約等で流せますので、
2:31:33	ちょっとポンプ、消防ポンプはかなり小型の人力で運ぶようなものですので、少しその仕様が違うかなというところで、
2:31:44	我々としては消防ポンプは所有せず、
2:31:47	可搬型大型送水ポンプ車の方で、水源を必要なピットとかに補給するという手順を整備してございます。
2:31:57	ご回答になってますでしょうか。
2:32:02	すいません規制庁太田ですけども、転倒評価をしてるっていうことなんですけども、これはちょっと、
2:32:10	聞くのが適切なのかわかんないですが転倒
2:32:14	評価をして、
2:32:17	耐震クラスでいうとどのぐらいまで使える想定なんですか。
2:32:49	すいません。二次系の注水。
2:32:52	についてちょっと後に質問したいことがあるんですけど、2時間の注水っていうのがどこまでこう手厚くやられてるかっていうことが、
2:33:01	気になってましてですね。
2:33:03	分散型の可搬式消防ポンプだと。
2:33:08	配置も分散ですし、
2:33:10	想定をかなり上回る事態が起きても、どれかが生き残るだろうと。
2:33:16	いうことを考えて、最終的に海水を入れられるんだなっていう期待はしてるんですね。しかも二次系の海水へ海水の導入ってそんな時間かかりそうもないので、
2:33:26	ドライアップする前に、
2:33:28	いけるのかなとか思ってんですけども、
2:33:32	高浜さん。
2:33:35	はい。
2:33:38	えっとでも22.5時間とか3時間ってこと。
2:33:42	いう数字でしたね。
2:34:04	わかりました。基準地震動ということですね。
2:34:08	うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:16	はい。まず、この高浜の消防ポンプにしても、泊の可搬型大型送水ポンプ車にしても、二次系への水の、
2:34:29	直接給水のために、転倒評価をしているという趣旨のことではなくて、まずこれらは重大事故等対処設備です。
2:34:39	あれ、違う、補給か、補給は重大事故等対象設備ですね、今、不足はこれ、
2:34:47	補給は重大事故等対処設備ですので、
2:34:51	基準地震動による転倒評価を実施しています。
2:34:57	ごめんなさい間違っただから、
2:35:02	で、今こちらにある自主対策設備仕様っていう表でいきますと、
2:35:09	これはどちらかという、
2:35:12	蒸気発生器二次側への直接給水をするときに使うという位置付けで書いている表になります。いずれにしても物が一緒なので、
2:35:24	転倒評価は、いずれにしても、要はS A設備として必要な転倒評価をした機材を用いるということにはなっています。
2:35:33	まず、以上です。
2:35:37	規制庁堀田ですけども、ピットへの給水っていうことだとまた意味合いが違ってくる。
2:35:42	そうです。
2:35:44	はい。ほ北海道電力古谷でございます。
2:35:51	補助給水ピットへ補給する場合の手順についてなんですけれども、
2:35:59	少々お待ちください。
2:36:12	藤。比較表でいきますと、1-13-405 ページを、
2:36:19	お願いいたします。
2:36:21	比較表 1-13 の、
2:36:24	405 ページです。
2:36:27	上から、衛藤産業表がありまして 17 分の 16 という表がありまして真ん中あたりに、
2:36:38	海を水源とした可搬が同型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給というのが、三つ目の固まりにあります。
2:36:48	こちらのところに分類を書いておりますけどもこちらは重大事故等対処設備としてエントリーしてございますので、分散配置もしてございますし、必要な台数ももう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:01	補給できるポンプ車を持ってると、高浜さんでいきますとこの送水ポンプ車の場合に、消防ポンプを他、
2:37:12	もう多数持って、分散配置して持っているということで、重大事故等対象設備としての扱いは、他社さんと変わらないという状況でございます。
2:37:23	ちなみにこのポンプ車は何台あるんですか。
2:37:26	消防ポンプの100、
2:37:29	を超えるぐらいあるんですね。
2:37:41	マイクです。
2:37:43	6台ということでまず、わかりました。
2:37:48	ですね。
2:37:49	ここですね
2:37:52	各社に共通の、ちょっと質問があるんですけども、
2:37:56	この手順書を見るとですね、二次系の給水券が何枚かある。
2:38:02	優先順位が決められてると。で、この手順の中にはその入れる時に、
2:38:08	どういことを監視してるのか、例えば水とで書いてますね。
2:38:14	ちょっと気にしてるのは、
2:38:17	湯。
2:38:18	有効性評価では多分そういう範囲はめったに出ないと思うんですけど、二次系がドライアウトするような、
2:38:24	状況で、そういう場合って、一次系は最悪の場合、
2:38:28	えっとね、炉心損傷してて、高温の
2:38:32	加熱蒸気が、
2:38:34	伝熱管の内側に接してるわけですね。そういう時に、
2:38:39	冷水を高に実験に入れるっていうことも考え、
2:38:42	売るんですけども、そういう場合の手順ってというのは、
2:38:48	ここに特に、
2:38:49	書いていないのか、それとも同じような、
2:38:52	水だけ見てやるのか、ちょっとその辺は答えになりますかね。
2:39:02	北海道電力古谷でございますちょっと社内でアノか、確認しますので少々お待ちください。
2:39:41	北海道電力古谷でございます。まず
2:39:45	例えば有効性評価でいきますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:51	RCPのシールLOCAのような書証小LOCAのような状況でございますと、二次系で、10蒸気発生器の二次側で冷やしまして、
2:40:04	補助給水ピットの水位が下がりますので水位を確認して補給するという手順は
2:40:14	ご承知の通りだと思いますけれども、炉心損傷スルーのような状況でございますと、燃料取替用水ピットの水を、
2:40:24	原子炉へ注水或いは
2:40:27	原子炉格納容器の下部に注水をして、熔融炉心を冷却するというそういう手段になってございますので、炉心損傷するというような事象のときに、
2:40:42	二次側SGの二次側での冷却というよりは原子炉容器或いはその下、熔融炉心の冷却のための下部注水もそちらをやっていくというようなSA対策。
2:40:56	です。またSGドライアウトをしたときに、炉心損傷を
2:41:04	にはある程度の時間がありますと、あると思いますので、炉心訴訟しない。
2:41:09	する前には二次系補助給水ピットに水を入れてですね、SGのドライアウト後も使っていくというそういう方法を主手順は、ございます。
2:41:26	回答は以上です。
2:41:27	規制庁太田ですけど、今のお話、例えばCCWSD、小LOCAが起きて、
2:41:34	実際の水が炉心が露出して壊れていくと。
2:41:38	壊れれば、二次側、
2:41:43	にもかなり点滅するので、
2:41:46	給水、その時点で給水元が統括していたりすると。
2:41:52	急激にドライアウトするっていう想定はないんですか。
2:42:00	水がニシカワの水が枯渇することはないという前提に立てるのかと。
2:42:15	すいません少々お待ちください。
2:42:21	今お答えにならなくてもいいかなと思いますね。多分有効性評価はそこに至る前に、収束するというストーリー。
2:42:30	次やっていますんで、ただ技術的能力の話ってのはそこ、
2:42:36	超えて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:37	行く場合があるということ。
2:42:40	もう一つの、
2:42:41	不当ポイントかと思うんですね。で、
2:42:44	やはりドライアウトする可能性があるということであればそのあとどうすんですかと。
2:42:52	ということですよ。
2:42:54	圧力容器の中にはデブリが、
2:42:57	場合にはかなり残っていると、例えば
2:43:00	下部ヘッ드의破損を遅延させるために、
2:43:05	炉注を継続すると。
2:43:07	余計デブリが残ることになりますね。
2:43:10	可能性としては、
2:43:12	そうするとそれが熱源になってますますこう、伝熱管内が温めると、そういう状態のドライアウトと、
2:43:21	そういう時に注水するのか。
2:43:23	それとも、
2:43:25	せずに、
2:43:26	例えばT I S G T Rみたいなものが起きてもしょうがないところバイパスですよ。
2:43:33	何か手順があるんじゃないんですかっていうことなんですね。というのは、入力
2:43:38	T I S G T R暑かった。
2:43:41	ものが最近出てるのはご存知だと思うんですがその中で、
2:43:45	サムGとか、EOPの
2:43:48	両方にそういうことに対する
2:43:50	ガイダンスが提供されてるってことで、
2:43:53	そういう状況で熱衝撃キーによって印可される泉を、
2:43:58	考慮した上で、何か基準を設けて、
2:44:02	注水すると。
2:44:05	いったことのくだりが書いてあってですね。
2:44:08	多分、
2:44:12	手順書もですね。
2:44:14	ウェスティングのオーナーズグループがベースかと思うんですけども、
2:44:19	そういうところはどうしたのかっていうところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:21	ですね。
2:44:26	北海道電力の藤田です。
2:44:28	現状そこまで技術的能力の資料等には記載ができてなくて、我々の社内的な資料にも、まだ手順ってのはそこまでは、検討できてないです。
2:44:39	正直申し上げてですね、
2:44:41	アメリカのサムGとかですね、そういうところというのを今まさに電力代でも結構やってるところでして、今後詰めてくれなきゃいけないところなのかなというふうには認識してます。
2:44:53	ただうち今当社であるAMガイドラインとかっていうのはあってですね、炉心損傷後に、
2:44:59	協働を見ながら、対策本部が判断して、その臨機応変に対応していくというようなそういうガイドがありますんでそこで今現状どのような記載になってるかってのをまず確認させていただいて、
2:45:10	それは多分きつとまだ知見としては十分じゃないかもしれませんので、その辺またさらにその三分時とかもちょっと調べさせていただいて、どういった、
2:45:21	記載ができるのかっていうのをちょっと検討させていただきたいと思います。
2:45:27	ちょっとです。
2:45:28	了解いたしました。
2:45:35	規制庁アキモトですちょ庁内で打ち合わせします。
2:45:41	規制庁アキモトですそれではその他よろしいですか。
2:45:45	はい。
2:45:46	ではじゃあ設計関係、以上で終わりにします。
2:45:51	北海道電力本日の説明は以上でよろしいでしょうか。
2:45:57	はい。北海道電力からの説明は以上になります。
2:46:01	規制庁加賀その他なければ、これで本日のヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。